

「情報系システムに係るクラウドサービスの提供業務一式」調達仕様書に対する意見に対する回答書 新旧表

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
1	要件定義書	2-3	2	表 2.2 1 全体スケジュール概要		表 2.2 1 全体スケジュール概要を修正 ※別紙1を参照ください。
2	要件定義書	2-3 5-38	2.5	2.2 5.17(2)	2.2 なお、サービスイン後は安定稼働となるまでの業務影響に鑑み、受託者による1年3カ月の保守作業を想定している。 5.17(2) 保守期間は、令和5年1月のシステム稼働以後、令和6年3月31日までとする。	2.2 以下の記載を削除 「なお、サービスイン後は安定稼働となるまでの業務影響に鑑み、受託者による1年3カ月の保守作業を想定している。」 5.17(2)の記載を修正 保守期間は、令和3年3月のクラウド引き渡し以後、令和7年12月31日までとする。
3	要件定義書	5-16	5	表 5.5 2 可用性対策	プライベートクラウドサービスとデータセンターとの間における回線は、異なる通信事業者を利用することにより、接続するアクセス回線を二重化すること。	プライベートクラウドサービスとデータセンターとの間における回線は、異なる通信事業者を利用することにより、二重化した回線での接続が可能であること。
4	要件定義書	5-20	5	表 5.10 1 情報セキュリティ対策	データセキュリティ対策 データに対するセキュリティ対策は、AP設計開発事業者が実施する。	データセキュリティ対策 データに対するセキュリティ対策はAP設計開発事業者が実施する。 クラウドサービスの機能による暗号化については、本受託者が実施すること。
5	要件定義書	5-20 5-22	5	5.10 情報セキュリティに関する事項		表 5.10 1 情報セキュリティ対策に以下の記載を追加します。 項番7 クラウドサービス管理コンソールのセキュリティ対策 クラウドサービスの管理コンソール接続に対し、「表 5.10 6 クラウドサービス管理コンソールのセキュリティ対策一覧」に挙げるセキュリティ対策を講ずること。 また、5.10.2 情報セキュリティ対策項目に以下の項番と表を追加 (7) クラウドサービス管理コンソールのセキュリティ対策 表 5.10 6 クラウドサービス管理コンソールのセキュリティ対策一覧 ※別紙2を参照ください。
6	要件定義書	5-26	5.11.6 ネットワーク構成		表5.11.6-1に記載の保守環境と結合テスト環境に用意する回線	「表5.11.6-1」を「表5.11-3」修正 保守環境と結合テスト環境に用意する回線について、項番2と項番3を合わせて100Mbpsに修正 ※ 別紙3を参照ください。
7	要件定義書	5-11 5-27	5	表5.3-1 表5.11-4	・ストレージ利用サイズ ・インスタンス一覧	AP開発事業者の設計からストレージ利用サイズ、インスタンス一覧を修正します。 ※ 別紙4を参照ください。
8	要件定義書	5-35	5	表 5.14 1 引継ぎに関する事項	項番2 本システム稼働後1年3か月の期間	項番2 本システム稼働前 ※ その他の修正については、別紙5を参照ください。
9	要件定義書	5-36	5	表 5.16 2 運用管理方針一覧	-	表 5.16 2 以下の記載を追加 項番2 ヘルプデスク 「協会職員のシステム利用に係る問い合わせ等の対応は本システムのヘルプデスクにて対応することを前提に、必要な研修および引継ぎを行うこと。 ヘルプデスクから連携されたユーザーからの問合せに原則、2営業日以内に一次対応すること。システム障害・不具合と思われる問合せを受けた場合は、即時に本部システム部へ連絡し、関連する問合せ・同様の問合せが再び入る場合に備えて、対応について適宜相談すること。」
10	要件定義書	5-21 5-22	5	5.10.2 情報セキュリティ対策項目	表 5.10 6 セキュリティ運用要件一覧 表 5.10 7 ユーザー管理機能要件一覧	表番号を修正 表 5.10 4 セキュリティ運用要件一覧 表 5.10 5 ユーザー管理機能要件一覧
11	要件定義書	5-37	5	表 5.16 3 運用監視要件一覧	CPU、メモリ、ディスク使用率、データベース領域等の使用率等を監視すること。	CPU、メモリ、ディスク使用率等の使用率等を監視すること。
12	要件定義書	5-37	5	表 5.16 3 運用監視要件一覧	項番4 セキュリティネットワークの接続点を監視すること。	表 5.16 3 以下の記載を削除 項番4 セキュリティネットワークの接続点を監視すること。

13	要件定義書	5-38	5	(8)報告	運用実績の評価と改善に関する内容については、取得した本システムの性能等の運用実績(CPU使用率(日別最高)、CPU使用率(日別平均)、CPU増減数(日別)、メモリ使用率(日別最高)、メモリ使用率(日別平均)、メモリ増減数(日別)、ストレージ使用率(日別)、ストレージ増減数(日別)、データベース使用率(日別)、データベース増減数(日別)、ネットワーク利用率(日別最高)、ネットワーク利用率(日別平均)、アクセス数(日別累計)、アクセス数(時間帯別累計)、定型帳票別アクセス数(日別累計)、定型帳票別アクセス数(時間帯別累計)、ユーザー別利用状況、非定型利用状況(ユーザー操作・システム処理ごとの分類とレスポンスタイム)等)を含むこと。	運用実績の評価と改善に関する内容については、取得した本システムの性能等の運用実績(CPU使用率(日別最高)、CPU使用率(日別平均)、メモリ使用率(日別最高)、メモリ使用率(日別平均)、ストレージ使用率(日別)、データベース使用率(日別)、ネットワーク利用率(日別最高)、ネットワーク利用率(日別平均)、アクセス数(日別累計)、アクセス数(時間帯別累計)、定型帳票別アクセス数(日別累計)、定型帳票別アクセス数(時間帯別累計)、ユーザー別利用状況、非定型利用状況(ユーザー操作・システム処理ごとの分類とレスポンスタイム)等)を含むこと。
14	要件定義書	4-11	4.6	図 4.6 2 データ連携方式	プロトコル:SFTP	プロトコル:SMB
15	別紙5 情報システム外部インターフェース一覧				プロトコル:SFTP 備考:FTP取得処理が正常終了しなかった場合、エラーを通知する。	プロトコル:SMB 備考:ファイル取得処理が正常終了しなかった場合、エラーを通知する。
16	要件定義書	5-24	5	5.11.2 クラウドサービスの構成	セルフサービスBIを用いた本システムの新規構築のため、初期リソースとして以下のスペックを提供できること。また、必要に応じてリソースの拡張ができること。 ホスト要件:「5.11.8 インスタンス構成」の「表5.11-4 インスタンス一覧」に記載のインスタンスが動作するDedicated Hostを準備すること サーバー要件:「5.11.8 インスタンス構成」の「表5.11-4 インスタンス一覧」に記載のサーバー(インスタンス)を準備すること。OSのライセンスについてはAP設計開発事業者が準備する。なお、スケーラブルに拡張、縮小ができること。 オブジェクトストレージ要件:「5.3.2 データ量」の「表5.3-1 ストレージ利用サイズ」に記載のストレージを準備すること。なお、スケーラブルに拡張、縮小ができること。 ネットワーク要件:本システムの接続元、接続先について、アドレス、プロトコル、ポート等をホワイトリスト方式、ブラックリスト方式で制御できること。	セルフサービスBIを用いた本システムの新規構築のため、初期リソースとして以下のスペックを提供できること。また、必要に応じてリソースの拡張ができること。 ホスト要件:「5.11.8 インスタンス構成」に記載のインスタンスが動作するDedicated Hostを準備すること。なお、本番環境については、処理種別「オンライン」と「バッチ」にてDedicated Hostを分離すること。 サーバー要件:「5.11.8 インスタンス構成」に記載のサーバー(インスタンス)を準備すること。なお、スケーラブルに拡張、縮小ができること。 ストレージ要件:「5.3.2 データ量」の「表 5.3.2 1 ストレージ利用サイズ」に記載のストレージを準備すること。なお、スケーラブルに拡張、縮小ができること。 ネットワーク要件:本システムの接続元、接続先について、アドレス、プロトコル、ポート等をホワイトリスト方式、ブラックリスト方式で制御できること。 <参考> 本番環境における、処理種別「オンライン」と「バッチ」によるDedicated Hostの分離について、別紙6を参照ください。 <委託要領に以下を追加> OSのライセンスについては情報系システムのAP設計開発事業者が準備したものを持ち込み利用(BYOL)する想定である。ただしOSのライセンスの規約および提案するクラウドサービスの規約により、BYOLが不可の場合は、クラウドサービスにて提供されるOSサービスを利用することも許容する。その場合は、導入するOSの利用料にあたる費用を情報系AP設計開発事業者が受託者に支払うこととするため、本提案の費用には含まないこと。
17	調達仕様書	4-1	4.3	4.3 基本設計	情報系システム設計開発事業者が提示する設計書を元に、選定したクラウドに落とし込み形でクラウドサービスの設計を行う。情報系システム設計開発事業者が提示するシステム設計に記載の無いクラウドサービス独自に必要な設計については、受託者が独自に設計する。 受託者の提案内容等に基づいて、受託範囲に関する要件定義の内容を再確認すること。また、必要に応じて協会と協議のうえ、要件定義確認書を作成のうえ、協会と合意すること。 要件定義確認書内の受託範囲に関する要件の整合性を確認し、必要に応じて協会と協議のうえ、改訂を行うこと。 なお、設計工程以降においても引き続き、要件定義確認書の確認を継続し、受託範囲における要件について、協会と協議のうえ、必要な改訂を行うこと。 上記を定義する「基本設計書」を作成し、協会と協議し、承認を得ること。なお、作成したドキュメント類は協会に提出し、変更があった場合は、「業務実施計画書」であらかじめ定めた「変更管理」等のルールに従い、更新すること。	情報系システム設計開発事業者が基本設計を行う。
18	調達仕様書	4-2	4.4	4.4 詳細設計	基本設計を基に、環境設定書を作成すること。クラウドにて自動生成されるパラメーターについては事前に記載ができないため、予め項目を用意し、構築後に設定書に反映すること。	情報系システム設計開発事業者が提示する設計書を基に、環境設定書を作成すること。クラウドにて自動生成されるパラメーターについては事前に記載ができないため、予め項目を用意し、構築後に設定書に反映すること。
19	調達仕様書	4-4	4.11	4.11 成果物		4.11 成果物を修正 ※別紙7を参照ください。